

令和8年度規格型バッテリー活用機械導入促進事業公募要領

1 目的

東京都（以下「都」という。）は、既に市場投入されている規格型（共通仕様）バッテリーを活用し、EVバイク及び当該バッテリーを活用可能な電動機械を同一の現場に導入・運用する取組を実施することにより、規格型バッテリーの利活用可能性、運用上・制度上の課題及び今後の普及促進方策の検討に資することを目的として、「規格型バッテリー活用機械導入促進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

本要領は、本事業を都と共同で実施する事業者（以下「事業実施者」という。）を募集するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 公募する事業の実施内容

本事業に係る公募の対象は、次に掲げる要件を満たす規格型バッテリー活用機械導入促進事業とする。

ア 既に市場投入されている規格型（共通仕様）バッテリーを活用し、EVバイク及び当該バッテリーを活用可能な電動機械を導入・運用する取組事業であること。

イ 導入する規格型バッテリーは、EVバイク以外の電動機械にも活用可能な仕様であること。

ウ 導入する機械等については、次の要件を満たすこと。

（ア）EVバイクを必ず導入すること。

（イ）電動機械については、一般に市販されている製品を主として導入すること

（ウ）研究開発段階等にあり、未だ市場投入されていない製品を導入する場合は、あらかじめ都と協議の上、対象とすること。

エ 本事業における取組場所となる現場については、応募前に当該現場の提供者と調整が行われていること。

オ 本事業は、原則として、取組現場1か所で実施すること。

カ 事故防止のため、利用者への安全啓発、車両・機械の管理・整備、事故・故障時対応等により、安全確保に努めること。

3 対象機械等及び導入条件

(1) 2の事業の実施において、事業実施者が調達する車両、バッテリー及びバッテリー交換機・充電器の要件及び台数については、次のとおりとする。なお、導入する車両等の仕様、配置及び運用方法等の詳細については、応募者がそれぞれ任意の内容を応募書類において具体的に提案するものとする。

要件	台数
(車両) ・EVバイクを必ず導入すること。 ・既に市場投入されている交換式の規格型（共通仕様）バッテリーを搭載	・任意の台数を設定すること。 なお、実際に事業者が調達する車両の台数は、事業実施者として選定後、4（1）の協定締結の日までに都と事

<p>可能であること。</p> <p>・電動バイクの普及促進事業助成金交付要綱に基づき、公益財団法人東京都環境公社が実施する補助事業において、補助金の交付対象に該当するものであること。</p>	<p>業実施者で協議の上、決定する。</p>
<p>(規格型バッテリー活用機械)</p> <p>・既に市場投入されている交換式の規格型(共通仕様)バッテリーを搭載可能であること。</p>	<p>・任意の台数を設定すること。</p> <p>なお、実際に事業者が調達する機械・設備の台数は、事業実施者として選定後、4(1)の協定締結の日までに都と事業実施者で協議の上、決定する。</p>
<p>(バッテリー)</p> <p>・上記の車両及び規格型バッテリー活用機械に搭載可能な交換式の規格型(共通仕様)バッテリーであること。</p> <p>・既に市場投入されているバッテリーであること。</p>	<p>・任意の台数を設定すること。</p> <p>なお、実際に事業者が調達するバッテリーの台数は、事業実施者として選定後、4(1)の協定締結の日までに都と事業実施者で協議の上、決定する。</p>
<p>(バッテリー交換機・充電器)</p> <p>・上記のバッテリーに対応した充電機能があること</p> <p>・場所・用途により交換機・充電器を選択できること。</p>	<p>・任意の台数を設定すること。</p> <p>なお、実際に事業者が調達するバッテリー交換機・充電器の台数は、事業実施者として選定後、4(1)の協定締結の日までに都と事業実施者で協議の上、決定する。</p>

4 本事業の進め方

(1) 協定及び覚書の締結

本事業の実施に当たっては、都と事業実施者との間で、本事業の実施に関する協定及び費用負担等に関する覚書を締結する。

また、取組現場の提供者を含めた協定又は覚書を、別途締結するものとする。

(2) 役割分担

都及び事業実施者並びに取組現場の提供者は、次の役割分担により、相互に協力して本事業を実施する。

ア 都

- ① 本事業に係る費用の一部負担
- ② 本事業に関する助言
- ③ 本事業成果の整理及び施策検討への活用

イ 事業実施者

- ① 本事業の実施体制の構築
- ② E Vバイク・電動機械等の調達、設置及び管理
- ③ 本事業の実施体制の構築
- ④ 本事業の実績報告及び分析

ウ 事業実施場所の提供者

- ① 事業実施場所の提供及び本事業実施への協力
- ② 事業実施期間中における施設利用、動線調整等に関する調整
- ③ 事故・トラブル発生時の初動対応への協力

5 本事業の実施期間

- 4 (1) の協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。

6 事業成果物等

(1) 事業成果物の提出

本事業の実施結果を記載した書類（以下「事業成果物」という。）を、令和9年3月31日までに都に提出すること。

(2) 協議会における報告書の提出

後述する協議会の実施前に、本事業に係る内容（実施結果等）を記載した書類（以下「協議会用報告書」という。）を毎回事前に、都に提出する。

(3) 事業成果物等の取扱い

事業成果物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、都に帰属する。

また、事業成果物は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公開とする。

ア 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。）

イ 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

7 協議会への参加及び情報共有

(1) 本事業の実施に当たり、都が別途設置する協議会に参加すること。

(2) 当該協議会においては、本事業における取組内容及び取組結果の概要について報告を行うとともに、規格型バッテリーを活用するE Vバイク及び電動機械の製造事業者等に対する情報共有及び情報公開に協力すること。

(3) 本事業により得られた取組結果については、産業労働局のホームページ等において公表する予定であり、事業実施者は、当該公表に必要な資料の作成その他都が求める対応に協力すること。

8 都の負担額

都は、本事業の実施に要する経費のうち、別表1に掲げる経費を負担する。ただし、別表1に掲げる経費の合計額は、1事業者当たり5,090万円とする。

なお、一般に市販されているEVバイク及び規格型バッテリー活用機械の本体取得にかかる費用については、事業実施者が負担し、都は当該費用を負担しない。

研究開発段階等にあり、未だ市場投入されていない製品の導入や、本事業の実施のために既に市販されている製品を改造する場合に要する費用などは、応募時点であらかじめ都と協議の上、必要と認められるものについて都が負担する経費に含めることができる。

※審査の結果、上記の上限金額より低い金額で上限を設定することがある。

※選定に当たって、応募者から提出される本事業の実施に要する経費の見込みが、上記の上限金額より低い場合は、当該見込みの金額で上限を設定することがある。

9 公募の概要

(1) 提案

応募者は、2に掲げる規格型バッテリー活用機械導入促進事業について提案すること。

(2) 応募者の要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 本事業の遂行に必要な組織及び人員を有していること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(3) 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、(2)に掲げる要件を全て満たした場合であっても、応募者となることはできない。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定のいずれかに該当する者

エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者

オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

カ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定に基づく排除措置の期間中である者

(4) 共同応募

2者以上が共同で応募すること（以下「共同応募」という。）も可能とする。その場合、代表者を定めて応募しなければならないものとする。

なお、共同応募の要件は、全ての構成員が(3)の欠格要件に該当せず、かつ、代表

者が(2)の要件を満たすこととする。

また、共同応募の構成員が、重ねて本事業に係る公募の他の応募の代表者又は構成員となることも可とする。

(5) 公募に係るスケジュール

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| ① 公募要領等資料の公表 | 令和8年4月20日(月曜日) |
| ② 質問の受付 | 令和8年4月20日(月曜日)から同月27日(月曜日)まで |
| ③ 質問への回答 | 令和8年5月1日(金曜日) |
| ④ 提案書の提出 | 令和8年5月1日(金曜日)から同月18日(月曜日)まで |
| ⑤ プレゼンテーション、審査委員会実施及び結果通知 | 令和8年6月上旬(予定) |
| ⑥ 事業実施者との協定締結 | 令和8年6月中旬(予定) |

10 財産の帰属

本事業の実施に伴い、事業実施者が導入したEVバイク、電動機械及び規格型バッテリー等の所有権は、全て事業実施者に帰属するものとする。

11 免責事項、注意事項等

応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

- (1) 資金調達、物価及び金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクは、事業実施者の負担とする。
- (2) 事業実施者は、4(2)の事業実施者及び事業実施場所の提供者が担当する業務において、全ての責任を負うものとする。
- (3) 事業実施者は、本事業の適切な遂行を確保する必要があると都が認めるときに、都が実施する事業実施者の営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じなければならない。
- (4) 都が本事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、実施事業者は、都と協議の上、具体的な改善策を実施すること。

12 応募手続等

(1) 提出書類

応募者は、次の書類のうち①から③までの書類を作成し、電子媒体(Word、PowerPoint等作成時の元データ及び当該データをPDFに変換したデータ)で1部を都に提出するものとする。

なお、紙に出力しA4判のファイルに綴じたもので提出することも可とするが、このときは、正本1部(両面印刷)、副本4部(両面印刷)及び電子媒体1部(CD-R又はDVDに元データを保存したものとする。)を都に提出するものとする。

また、添付書類として、法人の場合は④から⑦までの書類、個人の場合は⑧及び⑨の書類各1部を都に提出する。

- ① 参加申込書 様式1
- ② 事業者提案書 様式2
- ③ 事業実施計画書 様式3

(応募者が法人の場合)

- ④ 会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等）
- ⑤ 法人の履歴事項全部証明書（写し）（発行日から3か月以内のものに限る。）
- ⑥ 定款又は寄付行為（写し）
- ⑦ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる計算書面（写し）

(応募者が個人の場合)

- ⑧ 事業者概要（開業日、事業内容、年間売上高等）
- ⑨ 確定申告書B（直近1か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行日から3か月以内のものに限る。）

なお、応募者の本人確認等を行うため、追加で資料の提出を求める場合や都から電話で確認を行う場合がある。

(2) 提出方法

(3)の提出先へ、原則として電子メール又は郵送により提出することとする。ただし、やむを得ない場合は持込みによる提出も可とする。

なお、電子メールでの提出の場合、メール受領から数日以内に都から確認のメールを送付する。受領確認メールが届かない場合は、都に対し電話で到達の確認をすること。

(3) 提出先

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 20階中央
メールアドレス： S0291502@section.metro.tokyo.jp

(4) 公募期間（受付期間）

令和8年5月1日（金曜日）から同月18日（月曜日）まで（必着）

やむを得ず持込みによる提出を行う場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除き、午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までに提出先に持ち込むものとする。

1.3 質問の受付及び回答

本公募に関して、質問事項がある場合は、次の方法により対応する。

(1) 質問方法

様式4「質問票」に必要事項を記載の上、電子メールにより（2）の送付先に送付しなければならない。

なお、電話や訪問等、電子メール以外の方法による問合せについては対応しない。

(2) 送付先

メールアドレス： S0291502@section.metro.tokyo.jp

(3) 受付期間

令和8年4月20日(月曜日)から同月27日(月曜日)午後5時受信分まで

(4) 回答

令和8年5月1日(金曜日)までに、東京都産業労働局のホームページ上に掲載する。原則として個別回答は行わない。

1.4 事業実施者の選定審査

(1) 審査の手続

ア 都は、応募者について、提出された提案書及びプレゼンテーションを元に、審査委員会において審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる事業実施者を規格型バッテリー活用機械導入促進事業について1者選定する。

イ 事業者提案書及び事業実施計画書の内容について、審査委員会に先立ち、応募者に確認を行うことがある。また、応募状況により、プレゼンテーションを実施しない場合がある。

ウ 選定可能な事業者がいなかった場合は、事業実施者なしとすることがある。

(2) 審査基準

事業実施者の審査の詳細は、都が別に定める選定要領によるものとする。

なお、審査基準の項目の概要については、別紙「審査基準」とおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、全ての応募者(共同応募の場合は代表者)に対して通知する。

(4) 提出書類の著作権

都は、応募者の提出書類の内容について、事業実施者の選定に係る審査のために、応募者の承諾を得ることなく使用できるものとする。

(5) 選定結果の取消し

都は、事業実施者を選定した後において、応募内容に虚偽のあることが判明した場合や協定等を締結しない場合など、事業実施者がこの要領に定める手続に違反したときは、事業実施者の選定を取り消すことができる。

(6) 事業実施計画の変更

都は、事業実施者を選定した後において、事業実施者が提出した1.2(1)③の事業実施計画書について、事業実施者と協議の上、必要な変更を求めることができる。

(7) 事業実施者の公表

協定締結後、都は協定を締結した事業実施者の名称を東京都産業労働局ホームページ等において公表する。

1.5 その他

(1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出物は返却しない。

(3) 採用された提案に係る提出物の所有権及び全ての著作権は都に帰属するものとする。

なお、提案の実施に当たり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合においては、当該著作物に係る一切の権利処理は、事業実施者の費用及び責任において行うものとする。

- (4) 応募書類の提出後に本事業への応募を辞退する場合は、様式5「辞退届」を提出することとする。

1.6 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当まで電話又は電子メールにて行うこととする。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部 事業者エネルギー推進課

電話番号： 03-5000-8003

メールアドレス： S0291502@section.metro.tokyo.jp

(別表1)

種別	使途内容
システム開発費	本事業の実施に必要なシステムの開発経費
保守料	本事業の実施に必要なシステムの保守に係る経費
工事費	本事業の実施に必要なシステムの導入に係る工事費
旅費	本事業の実施に必要な都及び本事業に係る他の関与者との打合せ、業界団体の調整、官公署への申請等のための出張に係る旅費（支給対象者は本事業に従事する者とする。）
通信運搬費	本事業の実施に必要と判断される郵便物の送付、物品の輸送、電子情報の送付等に必要経費（郵便代、運送代等、プロバイダー使用料、回線使用料等）
消耗品費	本事業の実施に必要な筆記用具その他の各種消耗品の購入に係る経費
借料及び損料	本事業の実施に必要な車両、バッテリー、充電器、GPS 機器、機械器具、会場等のリース・レンタルに要する経費。なお、国、地方公共団体等により別途、補助金が支給されているもの又は支給が予定されているものの経費は、補助金の支給額を当該経費から指し引いた額とする。
機器調達費	本事業の実施に必要な車両、バッテリー、充電器、GPS 機器等の購入費等。なお、国、地方公共団体等により別途、補助金が支給されているもの又は支給が予定されているものの経費は、補助金の支給額を当該経費から指し引いた額とする。
協力金	車両及びバッテリー設置場所提供に対する経費
光熱費	バッテリーの充電にかかる電気代
補助人件費	本事業の実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
外注費	事業実施者が直接実施することができないもの又は直接実施することが適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費
謝金	外部専門家等への謝礼金
保険料	本事業の実施に伴い新たに加入する保険に要する経費
その他	その他本事業において特に必要と考えられる経費
<p>次に掲げる経費については、都が交付する事業費用の対象としない。</p> <p>一 一般に市販されているEVバイク及び規格型バッテリー活用機械の本体取得にかかる費用。ただし、研究開発段階等にあり、未だ市場投入されていない製品の導入や、本事業の実施のために既に市販されている製品を改造する場合に要する費用などは、応募時点であらかじめ都と協議の上、必要と認められるものについて都が負担する経費に含めることができる。</p> <p>二 人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費</p> <p>三 本事業の実施に必要と認められない経費</p> <p>四 領収書等により支払の事実が確認できないもの</p> <p>五 本事業の実施期間外に使用した経費（協定を締結した日以前及び原則として令和9年4月1日以降に使用した経費）</p>	

別紙 審査基準

審査項目	審査内容
事業内容の 妥当性	規格型（共通仕様）バッテリーを活用する背景や課題が明確であり、対象分野におけるニーズが具体的に示されているか。
	提案内容がEVバイクの普及促進、規格型バッテリーの活用用途拡大又は関連電動機械の開発促進に向けて合理的かつ具体的な構成となっているか。また、実施内容や検証項目が整理され、事業としての方向性が明確であるか。
事業の効果	本事業が、規格型バッテリーの活用可能性の拡大や技術的課題の把握等、今後の普及・開発促進に向けた基礎的知見の蓄積に資する内容となっているか。また、将来的な製品改良、用途拡張、事業化検討等につながる可能性を有しているか。
	副次的効果として、CO ₂ 排出削減等への寄与が見込まれる場合は、その合理性が示されているか。
	他エリア・他事業者への有意な影響の拡大が期待されるか。
事業の実施体制・遂行能力	都との協定に基づき事業を円滑に実施できる体制が整っているか。
	役割分担が明確であり、必要な人員・設備・関係者との調整状況が具体的に示されているか。
車両・機械の調達等	導入するEVバイク、電動機械、規格型バッテリー等の台数及び仕様が、実施場所の条件等を踏まえつつ、本事業の目的を達成するために十分な構成となっているか。
運営	事業実施における安全管理体制や車両の管理・整備体制は十分か。
	関係者との連携体制が明確であるか。
データ分析等	事業を通じて得られる技術データ、稼働状況、運用実績等を適切に取得・整理・分析できる体制となっているか。成果を都と共有できる体制が確保されているか。
事業計画	経費見積は、提案内容を裏付ける内容となっているか。
	本事業の実施に係る体制は十分で、スケジュール設定に無理がなく、実現可能であるか。
	事業終了後も、事業で得られた結果等を活用しながら、持続的・発展的な取組みが計画されているか。
経営基盤	組織や人員、資金等の経営基盤は十分か。
自由提案	規格型バッテリーの新たな用途創出、技術高度化、業界連携等に資する特筆すべき提案があるか。